

## 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の事前協議における ごみ収集場の整備基準に関する指針

清掃事業課

### (趣旨)

第1 この指針は、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、ごみ収集場の整備基準を定め、また、その事業完了後排出されるごみを適正に処理するため必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適なより住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

### (技術的細目)

第2 条例第23条に規定されたごみ収集場の整備基準（別表第4－2）

#### (1) 位 置

- ①敷地内に設置すること。
- ②収集作業が支障なくできる場所に設置すること。
- ③道路面より3メートル以内で収集車が容易に横付けできる場所に設置すること。
- ④収集車が通行、通り抜け、転回ができる場所に設置すること。道路面より離れた場所に設置する場合も、同様とすること。
- ⑤収集車が通行、通り抜け、転回ができない場所に設置する場合は、清掃事業課と別途協議をすること。
- ⑥交差点、横断歩道、バス停留所等から十分な距離をとり、前面に電柱、植栽、ガードレール、その他障害物が無いこと。また、道路の角地、隅切りを避けること。
- ⑦暗渠の上を通行し収集することとなる場合は、ごみ収集場を中心として10m程度にわたり、6t以上の重量に耐えられる蓋等を設けること。
- ⑧16戸以上の住宅で2箇所以上ごみ収集場を設ける場合は、収集場と収集場の間を5m以上離して設けること。（道路対面は避けること。）
- ⑨近隣住民の生活環境におよぼす影響に十分配慮して設置すること。  
(近隣住民との間の紛争を未然に防ぐこと。紛争が生じた場合は、事業者の責任により解決すること。)

#### (2) 構 造

- ①周囲に不燃材の囲いを設けること。
- ②形状はできる限り正方形に近い形とし、間口幅と奥行きの関係は、間口幅の方を大きくし、周囲の高さは1m以上とすること。
- ③ごみを出し入れする間口幅は、作業の容易性を確保するため1.5m以上を確保すること。（但し、3m<sup>2</sup>未満については1.0m以上とする。）
- ④洗浄用水栓及び洗浄水排水溝を整備すること。（但し、3m<sup>2</sup>未満についてはこの限りではない。）
- ⑤屋根又は覆いを設ける場合は、屋根又は覆いの高さは2.0m以上とし、換気設備を設置すること。
- ⑥物置型の場合は、換気穴を天井近くに向かい合わせて設置すること。

- ⑦扉を設ける場合は原則引き戸とし、開き戸の場合はストッパーを設置すること。
- ⑧屋根又は覆いを設けない場合は、カラス、犬猫等による被害防止、また、飛散防止のためごみストッカー等を設置し対策を講じること。

### (3) 面積及び数 条例 別表第4-2-(1) 参照

- ①面積とはごみが排出可能な有効面積とする。
- ②集合住宅の建設にあっては、必要有効面積を以下により、戸数に応じて確保すること。
  - ファミリータイプ（専有部分の床面積 35.0 m<sup>2</sup>以上） 0.20 m<sup>2</sup> × 戸数
  - ワンルームタイプ（専有部分の床面積 35.0 m<sup>2</sup>未満） 0.15 m<sup>2</sup> × 戸数

例：ファミリータイプ3戸とワンルームタイプ7戸の集合住宅建設の場合  
0.2×3+0.15×7=1.65 (m<sup>2</sup>) 以上を確保すること。

- ③最低有効面積は戸数に関わり無く 0.6 m<sup>2</sup> (間口幅1.0m、奥行0.6m) 以上とすること。

### (提出書類)

#### 第3

##### (1) 条例施行規則 第7条に規定された書類

- ①関係行政機関協議申出書 (様式第6号)

##### (2) 条例施行規則 第7条2項に規定された書類

- ①事業区域の案内図 計画地の位置がわかるもの（住宅地図でも可）
  - ②土地利用計画図 建物の位置とごみ収集場の位置のわかるもの
  - ③その他関係行政機関が必要と認める図書（2部提出）
    - ・ごみ収集場計画図 ごみ収集場の構造及び面積等がわかるもの
      - ・求積図、平面図、立面図、構造図
      - ・計画人口（戸数）算定書等
- \*集合住宅計画の場合は、1住戸の専有部分の床面積が35 m<sup>2</sup>未満の住戸数と35 m<sup>2</sup>以上の住戸数がわかるもの（計画図内に記載で可）
- ・その他必要な図書

### (周辺住民との協議について)

#### 第4

- (1) ごみ収集場の位置及び収集の方法をごみ収集場の周辺住民に十分説明すること。なお、周辺住民への説明等についての報告を求めた場合には、速やかに書面にて提出すること。
- (2) 計画敷地に接する道路幅員が狭く収集車両の通行が困難なため、既存のごみ収集場を使用する場合は、新規のごみ排出に十分対応できるスペースがあることを確認し、既存のごみ収集場の利用者はもとより、周辺住民（ごみ収集場に面する住民）の同意を得るとともに、衛生的な維持、管理にあたる旨の誓約書を建築主名で提出すること。分譲する場合にも購入者にその旨を説明すること。

(その他)

第5

- (1) 事前協議申請後、計画内容に変更が生じた場合には速やかにその旨を清掃事業課に連絡の上、指示を受けること。
- (2) ごみ集積場と別に収集場所を設置し管理人がごみを移動させる場合は、申出書を提出するか、その旨を協議申請書内に記入すること。
- (3) 店舗・事務所等の事業用に供する部分から排出される事業系一般廃棄物の取扱については、「市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の事前協議における事業系一般廃棄物の処理に関する指導指針」に従うこと。

附 則

(施行期日)

- (1) この指針は、平成21年7月1日から施行する。
- (2) この指針は、平成26年4月1日から施行する。